

令和5年度

財務監査及び行政監査報告書

茨城県南水道企業団監査委員

県南水監発第15号

令和6年11月6日

茨城県南水道企業団

企業長 佐々木喜章様

議会議長 柳井哲也様

茨城県南水道企業団

監査委員 石橋大輔

監査委員 染谷和博

令和5年度財務監査及び行政監査報告書の提出について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施したので、その結果について次のとおり報告します。

令和5年度財務監査及び行政監査の結果について

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査及び地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2. 監査の範囲

- (1) 財務監査 … 令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- (2) 行政監査 … 令和5年度における事務の執行

3. 監査の着眼点

- (1) 財務監査 … 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (2) 行政監査 … 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4. 監査の方法

監査に当たっては、必要な証拠を効率的かつ効果的に入手するため、各課に事前に財務監査及び行政監査調書並びにその他関係書類等の提出を求め、補助職員による準備調査を行わせた。

本監査においては、事務所長以下関係職員の立会いのもと、その概要について説明を受けるとともに、確認、質問、閲覧等の手法により、監査を実施した。

5. 監査の概要

- (1) 監査対象課 配水課及び業務課
- (2) 監査実施日 令和6年9月24日(火)
- (3) 監査対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6. 監査総括

監査の結果、令和5年度の各事務事業は概ね適正に行われていることが認められたが、「注意事項」とされた事務については改善を図り、適時、措置状況の報告を行われたい。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で指示又は注意を行い、改善を求めた。

各課においては、必要な規則等の見直し、事務の適正化、効率化に向けた改善を行い、一層適正な事務を行うよう努められたい。

7. 監査結果における評価及び判断について

監査対象課別内容	評価及び判断		
	指 摘 事 項	注 意 事 項	検 討 事 項
I. 配水課			
(1) 収入事務			
(2) 支出事務			
① 物品購入について			
(3) 契約事務			
① 随意契約の起案文書について			
(4) 財産管理			
(5) 工事事務			
(6) 行政関係			
① 旅行命令について			
(7) その他			

監査対象課別内容	評価及び判断		
	指 摘 事 項	注 意 事 項	検 討 事 項
II. 業務課			
(1) 収入事務			
① 漏水に伴う水道使用料金の減免手続きについて		○	
(2) 支出事務			
① 物品購入について			
(3) 契約事務			
① 随意契約の起案文書について			
② 上下水道使用量・料金のお知らせ用紙購入について		○	
③ 契約単価と規程における単価の相違について		○	
(4) 財産管理			
(5) 行政関係			
① 旅行命令について			
(6) その他			

8. 対象課別監査結果

I. 配水課

(1) 収入事務

収入事務については概ね適正に行われていた。今後も適正な事務処理に努められたい。

(2) 支出事務

支出事務については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 物品購入について

物品購入時の決裁書類である物品購入伺書に改善すべき事案が見受けられた。まず、決裁権者における許可年月日の未記載であるが、このことは物品の購入許可という意味決定が行われていないと捉えかねられないものである。決裁権者は許可年月日を必ず記載し、請求者も記載されていることを確認したうえで物品を購入するよう留意されたい。また、請求者による職の未記載や不要な押印も見受けられるところであり、適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約事務

契約事務については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 随意契約の起案文書について

地方公営企業の契約は競争入札が原則であり、随意契約は法令等に明示されたものに限られることから、随意契約の締結を求めるための起案文書はその理由を記載することが適当と解されるが、随意契約とする理由が明確に記載されることなく決裁を受け、契約を締結した事案が見受けられた。随意契約による場合の認識不足や前例踏襲等から生じたと考えられるが、このようなことが生じることのないよう留意されたい。

(4) 財産管理

財産管理については概ね適正に行われていた。今後も適正な事務処理に努められたい。

(5) 工事事務

工事事務については概ね適正に行われていた。今後も適正な事務処理に努められたい。

(6) 行政関係

行政関係については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 旅行命令について

旅行命令は、茨城県南水道企業団事務専決規程別表第1で旅行者の役職や旅行日数に基づく専決範囲を定めているが、下位の者による旅行命令が見受けられた。専決とは専決権者が当該規程に定める範囲に属する事務について最終的にその意思を決定するものであり、此度の事案はその権限を超えたものである。その頻度的に単に認識不足によるものと思われるが、専決の範囲内で事務を行うよう留意されたい。

(7) そ の 他

その他の事務については概ね適正に行われていた。

II. 業務課

(1) 収入事務

収入事務については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 漏水に伴う水道使用料金の減免手続きについて【注意事項】

漏水に伴う水道使用料金の減免手続きは、漏水に伴う水道使用料金の軽減又は免除の取扱い要項第5条各項に定められているが、原則として水道使用者等が水道使用料金減免申請書に漏水修繕済証明書、漏水修繕工事代金領収書の写し、漏水修繕工事現場の写真を添付して企業長に申請するものとし、その例外として水道使用者等の立会いのもとに企業団が漏水修繕済箇所の確認を行った場合は、添付書類は必要ないとただし書きするものである。しかしながら、当該要項第5条第1項のただし書きに該当しない場合の添付書類が不足する事案が複数見受けられた。このことは、水道使用料金の減免となる事象であったのかどうか、また、漏水修繕が完了したことの確認を怠ったと捉えかねられないものであり、当該要項等に基づく適正な減免手続きとなるよう注意されたい。

(2) 支出事務

支出事務については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 物品購入について

物品購入時の決裁書類である物品購入伺書に改善すべき事案が見受けられた。請求者による職の未記載や不要な押印であるが、適正な事務処理に努められたい。

(3) 契約事務

契約事務については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 随意契約の起案文書について

地方公営企業の契約は競争入札が原則であり、随意契約は法令等に明示されたものに限られることから、随意契約の締結を求めるための起案文書はその理由を記載することが適当と解されるが、根拠法令や説明等を明確に記載することなく決裁を受け、契約を締結した事案が見受けられた。随意契約による場合の認識不足や前例踏襲等から生じたと考えられるが、このようなことが生じることのないよう留意されたい。

② 上下水道使用量・料金のお知らせ用紙購入について【注意事項】

令和5年度県南水物購第3-3号から第3-6号の上下水道使用量・料金のお知らせ用紙購入は、いずれも複数の者から見積書を徴収し、同一

の者と随意契約を締結したものである。地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号(令和6年4月1日改正前)の規定に該当するかどうかは個々具体的、客観的に判断すべきものであるが、個別の契約に着目すれば所管課が監査調書に記載した第1号は、茨城県南水道企業団水道事業会計規程第111条第2項第1号に定めた当該契約の種類と考えられる製造の請負に掲げた額を超えるものではない。しかしながら、個別の契約の違いは契約時期、枚数、単価に過ぎず、用紙自体は同じものであり、随意契約の対象額となるよう意図的に契約を分割したとの疑念を抱かれかねない。また、見積合わせの実施及び指名業者選定伺いの起案文書は、監査調書で挙げている第1号ではなく第2号を誤って第2項と記載したものと考えられるが、第2号は特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができない場合等に適用するものである。此度の個別の契約は一括し、競争入札とするのが適正であり、今後は予定される価格に応じた適正な契約締結を行うよう注意されたい。

③ 契約単価と規程における単価の相違について【注意事項】

令和4年度県南水業委第3-1号メーター検針・メーター交換・開閉栓業務委託(長期)契約は、設計書を基に競争入札に付し、契約を締結したものであるが、契約書と茨城県南水道企業団量水器検針事務の委託に関する規程で検針単価の相違が見受けられた。当該規程は、検針事務を法人ではなく個人に委託していた時からのものと考えられるが、当該規程にある私人とは、一般的に法人も含むと解釈されるものである。今後は適宜必要な見直し等を行い、実情に即したものとなるよう注意されたい。

(4) 財 産 管 理

財産管理については概ね適正に行われていた。今後も適正な事務処理に努められたい。

(5) 行 政 関 係

行政関係については概ね適正に行われていたが、一部に改善が求められる事案が見受けられた。

① 旅行命令について

旅行命令は、茨城県南水道企業団事務専決規程別表第1で旅行者の役職や旅行日数に基づく専決範囲を定めているが、下位の者による旅行命令が見受けられた。専決とは専決権者が当該規程に定める範囲に属する事務について最終的にその意思を決定するものであり、此度の事案はその権限を超えたものである。その頻度的に単に認識不足によるものと思われるが、専決の範囲内で事務を行うよう留意されたい。

(6) そ の 他

その他の事務については概ね適正に行われていた。